

役員確認印欄	
--------	--

## 加 入 申 込 書

年 月 日

菊川市商工会会長 様

ふりがな  
氏名又は  
代表者名 ⑩  
(昭和・平成 年 月 日生)

このたび、私は、貴会の趣旨に賛同し、加入いたしたく申し込みます。

住 所	(事業所) 〒 菊川市		TEL ..... ..... FAX .....
	(自 宅) 〒 菊川市		TEL ..... ..... FAX .....
事業所名			
業 種	業	具体的に記入	
創 業 年	年 月		
当地区における 営業年数	年		
経営形態	個人 ・ 法人 (資本金 円)		
財務申告	青色申告 ・ 白色申告		
従業員数	人 (うち家族従業員 人)		

# 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する誓約書兼同意書

菊川市商工会 様

1 私（個人・法人・団体）は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明・確約いたします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員又は暴力団員でなくなってから5年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ
- (7) 特殊知能暴力集団等
- (8) その他前各号に準ずる者及び団体

2 私（個人・法人・団体）は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力と次の各号のいずれかに該当する関係も有しないことを表明・確約いたします。

- (1) 反社会的勢力によって、その経営を支配されている関係
- (2) 反社会的勢力がその経営に実質的に関与している関係
- (3) 反社会的勢力を役職員や顧問としたり、反社会的勢力に紛争解決の依頼や相談をしたりするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
- (5) 役職員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係

3 私（個人・法人・団体）は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを表明・確約いたします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴会の信用を棄損し、又は貴会の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

4 私（個人・法人・団体）は、上記各項のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合又はこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、貴会会員加入の拒絶もしくは会員資格を喪失されても異議を申しません。これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。

また、上記各項のいずれかに該当するか否かの確認のため、貴会が専門機関（静岡県警察、公益財団法人 静岡県暴力追放運動推進センター）に照会することについて同意します。

年 月 日

住所又は所在地

---

商号又は名称

---

氏名（法人にあっては代表者の氏名）

---

# 預金口座振替依頼書

静岡銀行	島田掛川信用金庫
清水銀行	JA遠州夢咲

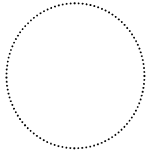
お客様番号					
-------	--	--	--	--	--

令和 年 月 日

御中

私は、下記の収納企業から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

収納先名	菊川市商工会会費	※太枠のみ記入してください	金融機関コード				
------	----------	---------------	---------	--	--	--	--

預金口座	フリガナ		お届け済印	銀行 農協 信用金庫 支店			
	おなまえ			預金科目	1. 普通 2. 当座		
				口座番号			

振替日	収納先の指定する日(金融機関休業日の場合は翌営業日)
-----	----------------------------

## -預金口座振替規定-

- 金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落としのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは特に申し出をしない限り、金融機関はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、金融機関の責めによる場合を除き、金融機関には迷惑を掛けません。

金融機関使用欄	[不備返却事由]	検印(精査)
	1. 預金取引なし 2. 記載事項等相違 店名・預金科目 口座番号・口座名義	印鑑照合
	3. 印鑑相違 4. その他 ( ) 【備考】	受付

(収納先使用欄)

フリガナ		料金等の 収納依頼 先 名	菊川市商工会
契約者名			
住所	[〒 - ] [Tel ( ) ]	料金等の 種 類	商工会費
契約者 番号等			